

すみだ 国保だより

令和6年度国民健康保険料の納入通知書をお送りします

問い合わせ先 **こくほ資格係 ☎03-5608-6121~2**

納付書は6月に1年分（全10期）をお送りします。また、口座振替をご利用の世帯は6月に、前年度から引き続き特別徴収に該当する世帯は7月に、納入通知書のみをお送りします。年度の途中で資格の異動や前年分の所得等に変更があり、保険料が変更になる場合は、そのつど新しい納入通知書をお送りします。
*納入通知書の見方は次ページの（見本）をご覧ください。

令和6年度の保険料計算法は次のとおりです

	所得割額		均等割額		保険料の年額		
基礎保険料 (医療分)	加入者全員の 6年度算定基礎額×8.69%	+	加入者数×49,100円	=	年間医療分 (A) 65万円を限度		
後期高齢者支 援金等保険料 (支援金分)	加入者全員の 6年度算定基礎額×2.80%	+	加入者数×16,500円	=	年間支援金分 (B) 24万円を限度		
介護納付金分 保険料 (介護分)	40歳～64歳の加入者全員の 6年度算定基礎額×2.36%	+	40歳～64歳の加入者数 ×16,500円	=	年間介護分 (C) 17万円を限度		
年間保険料	年間医療分 (A)	+	年間支援金分 (B)	+	年間介護分 (C)	=	年間保険料 106万円を限度

○保険料は世帯単位で計算します。

○算定基礎額とは、前年の総所得金額等から基礎控除額43万円を控除した額です。

国民健康保険に加入している40歳～64歳の方は、「介護保険第2号被保険者」として、医療分および支援金分の保険料に加え、介護分の保険料も合わせて納めていただくことになっています。

65歳以上の方の介護保険料は年金からの特別徴収または納付書で別に納めていただくことになります。

*保険料の納付書は、世帯主が国民健康保険加入者でない場合でも、世帯主（納付義務者）あてに郵送されます。

公的年金からの特別徴収について

以下の条件に該当する世帯では、対象の世帯主の年金から、世帯全員分の保険料を特別徴収します。該当する世帯には、7月中旬頃に通知書を送付する予定です。該当しない世帯は、特別徴収ではなく普通徴収（納付書等による納付）になります。なお、この制度は国の指導に基づき、平成22年10月から実施しているものです。

対象は次のすべてに該当する世帯です。

- ①世帯主（65歳～74歳）が国民健康保険に加入している
- ②同じ世帯の国民健康保険加入者全員が65歳～74歳である（ただし、年度内に75歳に達する方がいる場合を除く）
- ③世帯主の年金受給額が年間18万円以上である
- ④介護保険料が年金から徴収されている
- ⑤国民健康保険料と介護保険料の合算が年金受給額の2分の1を超えない

※口座振替により納付されている世帯は、引き続き口座振替とさせていただきますが、ご希望により申請書の提出で特別徴収の判定をさせていただくことができます。

※特別徴収に該当した世帯は、ご希望により申請書の提出で口座振替に変更することができます。

■均等割額の減額について

前年の所得が一定の基準以下の世帯は保険料の均等割額が7割・5割・2割減額されます(右表のとおり)。

住民税の申告がないと減額の判定ができませんので、未申告の方は速やかに申告を済ませてください。

また、子育て世帯の負担軽減を図るため、国民健康保険に加入している未就学児(6歳に達する日以降の3月31日までの間にある方)に係る均等割額の2分の1を減額します。



■産前産後期間の国民健康保険料の免除について

国民健康保険に加入している方で、出産予定または出産した方は、産前産後期間の保険料が免除されます。免除を受けるには届出が必要で、出産予定日の6か月前から届出が可能です。



■保険料について

医療費や高額療養費等の経費を算入した賦課総額から算定された保険料率に基づき、6月に確定する算定基礎額から年間保険料を計算し、普通徴収の場合は、6月から翌年3月までの10回で納めていただきます。4・5月分の保険料は6月以降に振り分けられています。特別徴収(年金からの徴収)については、1ページをご覧ください。

■保険料の減免

問い合わせ先 **こくほ保険料係 ☎03-5608-6127**

災害などにより生活が著しく困難になり、預貯金などの資産を活用しても保険料を納付できない場合、申請により保険料の徴収猶予や減免を受けられることがあります。担当までご相談ください。

■医療費の減免

問い合わせ先 **こくほ給付係 ☎03-5608-6123~4**

災害や失業などで一時的に入院等による医療費の一部負担金が支払えないときは、事前の申請により、一定期間一部負担金の減免を受けられる場合があります。担当までご相談ください。

■非自発的失業者に係る国民健康保険料の軽減について

勤務先の倒産や、解雇・雇止め・正当な理由による自己都合などで職を失った非自発的失業者の方に対し、保険料を軽減します。軽減を受けるためには、申請が必要です。対象者は失業時に65歳未満で、離職理由が下表に該当する雇用保険受給資格通知または雇用保険受給資格者証をお持ちの方です。前年の「給与所得」を30/100として算定しますが、軽減されるのは、失業されたご本人のみです。高額療養費などの所得区分も、軽減された所得で判定されます。軽減期間は、離職日の翌日の属する月から、その月の属する年度の翌年度末までの間で、申請には、①雇用保険受給資格通知または雇用保険受給資格者証 ②国民健康保険証(加入されている方のみ)、2点の提示が必要になります。

離職理由コード	11・12・21・22・23・31・32・33・34
---------	----------------------------

*ただし、特例受給資格者の方(資格者証の右上に「特」と表記)は、上記コードであっても対象外となります。

■納入通知書の見方

世帯主が国保に加入していない場合でも、世帯主(納付義務者)あてにお送りしています。

国民健康保険料納入通知書

130-0001 墨田区
吾妻橋1-23-20

国保一郎様

令和 年 月 日

墨田区長

印影

令和6年度

通知書番号	記号番号	徴収方法

通知事由欄

●この欄に納入通知書をお送りした理由を表示しています。

保険料がかかっている年度を表示しています。

あなたの世帯の国民健康保険料は、下記のとおりとなりましたのでお知らせします。
この通知は、世帯主が国保加入者でない場合でも、世帯主(納付義務者)あてに行きます。

普通徴収(口座振替または納付書による納付)

	1期分	2期分	3期分	4期分	5期分	6期分	7期分	8期分	9期分	10期分
今回通知額	●●●●	●●●●	●●●●	●●●●	●●●●	●●●●	●●●●	●●●●	●●●●	●●●●
納入済額(元金を含む)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
納めていただく額	●●●●	●●●●	●●●●	●●●●	●●●●	●●●●	●●●●	●●●●	●●●●	●●●●
納期限日										

特別徴収(年金からの徴収)

	4月分	6月分	8月分	10月分	12月分	2月分
納入済額(元金を含む)						
納めていただく額						

仮徴収(年金からの徴収)

	4月分	6月分	8月分

保険料の料率及び賦課限度額

	保険料	均等割額	所得割率	賦課限度額
基礎保険料(医療分)	49,100	8.69	650,000	
後期高齢者支援金等保険料(支援金分)	16,500	2.80	240,000	
介護納付金分保険料(介護分)	16,500	2.36	170,000	

特別徴収(年金からの徴収)の内容

金融機関等	種別
支店名等	口座番号
名義人	

特別徴収(年金からの徴収)の内容

対象年金

保険料該当月個人別内訳

氏名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	月数	算定基礎額	特例軽減	個人保険料額
国保一郎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	ヵ月	●●●●	ヵ月	●●●●
国保康子	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	ヵ月	●	ヵ月	
国保二郎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	ヵ月	●●●●	ヵ月	
国保健二	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	ヵ月	●	ヵ月	
													ヵ月		ヵ月	
													ヵ月		ヵ月	
													ヵ月		ヵ月	
													ヵ月		ヵ月	
													ヵ月		ヵ月	
													ヵ月		ヵ月	
													ヵ月		ヵ月	
													ヵ月		ヵ月	

○: 医療分・支援金分のみ該当する方
◎: 医療分・支援金分・介護分の全てに該当する方

未就学児の均等割軽減に該当する場合、金額の先頭に*を表示しています。

通知書の年度中に、国保に加入している方(加入者)の氏名・加入している月等を表示しています。

保険料の根拠となる均等割額・所得割率と保険料の限度額を表示しています。

保険料計算のお問い合わせ) こくほ資格係 電話 03(5608) 6121~2(直通)

加入・喪失の届出は14日以内に行ってください

問い合わせ先 こくほ資格係 ☎ 03-5608-6121~2

退職など、勤務先の健康保険の資格を喪失したときは、国保に加入する届出を行ってください。加入の届出が遅れると保険料をさかのぼって（最長2年間）納めることになります。なお、その間にかかった医療費は全額自己負担になる場合がありますのでご注意ください。

また、就職して勤務先の健康保険に加入したとき、または家族の健康保険の扶養家族になったときは、国保をやめる届出をしてください。やめる届出が遅れると保険料の二重払いが生じることがあります。勤務先から区役所に連絡はありませんので、必ず14日以内にご自分で届出をお願いします。

届出に必要なもの

国保加入（他の健康保険をやめた）の場合

- 他の健康保険をやめたことを証明するもの（資格喪失証明書、離職票、退職証明書等）

国保をやめる（他の健康保険に加入した）場合

- 墨田区の国民健康保険証
- 新たに加えた健康保険証

転入、転出、転居の場合

- 転出証明書（転入）
- 墨田区の国民健康保険証（転出、転居）



届出先

国保年金課、窓口課、各出張所

※届出の種類によって届出先が異なります。詳細はお問い合わせください。
※世帯に外国籍の方がいる場合は、お問い合わせください。

■届出にはマイナンバー（個人番号）が必要になります。

年度途中で75歳になる方がいる、2人以上の加入世帯の保険料

問い合わせ先 こくほ資格係 ☎ 03-5608-6121~2

年度途中で75歳になる方の保険料は、あらかじめ誕生日の前月までの分を計算します。

なお、世帯に国保加入者が2人以上いる場合については、その年度を通じて均等に納めることになりますが、誕生日以降の後期高齢者医療保険料と重複することにはなりません。

保険証がマイナンバーカードと一体化されます

問い合わせ先 こくほ資格係 ☎ 03-5608-6121~2

保険証がマイナンバーカードと一体化され、紙の保険証は令和6年12月2日に廃止されます。ただし、廃止日前に受け取られた保険証は、その保険証に記載されている期間（最長の有効期限は令和7年9月30日）は引き続き使用することができます。

なお、マイナンバーカードをお持ちでない方、マイナンバーカードの保険証利用申込みをしていない方等には、「資格確認書」を交付します。この「資格確認書」を医療機関等に提示することで、これまでどおり保険診療を受けることができます。令和6年10月までに、国民健康保険に加入しているすべての方へ「加入者情報のお知らせ」をお送りしますので、ご自身の情報に誤りがないか、確認をお願いします。

マイナ保険証のメリット

- ①医療費を節約できる
- ②より良い医療を受けられる
- ③限度額を超える窓口での医療費の支払いが不要に



マイナ保険証をお持ちでない方は、ぜひこの機会に申請・登録を！

延滞金の徴収について

問い合わせ先 こくほ保険料係 ☎ 03-5608-6523~4

納期限内に保険料を納付しなかった場合、納期限の翌日から納付までの日数に応じた延滞金が保険料に加算されることがあります。

保険料は国民健康保険制度を運営するための大切な財源です。期限内に納付をお願いします。ご事情により納付が困難な場合は、お早めにご相談ください。

保険料は必ず納期限内に納めましょう

問い合わせ先 **こくほ保険料係 ☎ 03-5608-6125~8**

保険料は納期限までに納付書をお持ちになり、国保年金課・出張所・金融機関・ゆうちょ銀行・郵便局・コンビニエンスストアで納めていただきます。保険料を納めないでいると、滞納分の保険料をあとでまとめて納付していただくことになるほか、延滞金を徴収されたり、財産を差し押さえられたりすることがあります。

■保険料の納付は便利な口座振替で

口座振替は、預貯金口座から自動的に引き落とされるので、納めに行く手間と時間が省け、納め忘れがありません。

口座振替を希望される方は口座振替依頼書に必要事項を記入の上、通帳届出印を押して、国保年金課・出張所・金融機関の窓口でお申し込みください。



■モバイルレジもご利用いただけます

モバイルレジとは、納付書に印刷されたバーコードをスマートフォンや携帯電話で読み取り、インターネットバンキング・クレジットカードを利用してお支払いができるサービスです。ご利用にはアプリのダウンロードが必要です。詳細は、区ホームページをご覧ください。

■スマートフォン決済アプリもご利用いただけます

決済アプリ（LINE Pay、PayPay、d払い、au PAY、J-Coin Pay、楽天ペイ）の請求書支払いを利用して、納付書に印刷されたバーコードを読み取り、お支払いすることができます。ご利用にはアプリのダウンロードが必要です。なお、今後、利用可能なアプリは、変更・拡充することがあります。詳細は、区ホームページをご覧ください。

「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」の更新について

問い合わせ先 **こくほ給付係 ☎ 03-5608-6123~4**

高額な外来診療や入院の場合、「限度額適用認定証」（住民税非課税の方は「限度額適用・標準負担額減額認定証」。以下、「認定証」といいます。）を医療機関等（調剤薬局・指定訪問看護事業者を含む）の窓口で提示すると、高額療養費の自己負担限度額までの支払いで済むようになります。必要な方は事前に区へ申請し、交付を受けてください。

なお、70歳以上75歳未満の方は、住民税非課税世帯の方と現役並みⅠおよび現役並みⅡの方のみ交付の対象となります。一般と現役並みⅢの方は、「高齢受給者証」を医療機関等へ提示することで自己負担限度額までの支払いとなりますので、申請の必要はありません。

現在交付している認定証は、原則として、有効期限が令和6年7月31日となっています。8月以降の令和6年度に適用される所得区分を記載した認定証の交付を希望される方は、7月以降にご申請ください（自動更新はされませんのでご注意ください）。認定証の交付は7月中旬以降に順次発送となります。

また70歳以上75歳未満の住民税非課税世帯の方と現役並みⅠおよび現役並みⅡの方には、7月中旬頃に新年度の高齢受給者証と同封して交付申請書をお送りしますので、必要事項を記入してご申請ください。
※認定証は毎年8月1日を基準に、前年の所得から区分を決定しています。そのため世帯主と国保加入者全員の住民税申告がない場合は、適正な限度額とはなりませんので、対象年度の申告を済ませてからご申請ください。

※オンライン資格確認システムが導入された医療機関等において、マイナンバーカード等を認定証として利用する場合は、所得区分は自動更新になります（ただし、申請月以前12か月間に90日を超える入院をされていて、食事療養費の減額の対象になる方は、事前に区へ更新の申請が必要です）。

※保険料の滞納がある世帯には、認定証の発行およびシステムによる確認を受けることができない場合があります。

特定健康診査・保健指導（無料）

問い合わせ先 健康診査のお問い合わせ・受診票の再発行

……すみだけんしんダイヤル ☎03-5608-1599

※月曜日～金曜日の午前9時～午後6時（祝日・年末年始を除く）

保健指導について……健康推進課 地域保健担当 ☎03-5608-8514

制度について……こくほ庶務係 ☎03-5608-6120

糖尿病、高血圧症、脂質異常症等の生活習慣病の予防と早期発見を目指して、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した「特定健康診査・保健指導」を実施しています。

対象となる方には、5月上旬に受診票等をお送りしましたので、期間内に実施医療機関で受診してください。

なお、未受診の方へ電話またははがきでご案内をさせていただく場合があります。

対象者 令和6年4月1日現在で墨田区の国民健康保険に加入している方のうち

○今年度中に40歳～74歳になる方

○令和6年11月～令和7年3月に75歳となる方（昭和24年11月1日～昭和25年3月31日生まれの方）

実施期間 令和6年5月10日から10月31日まで

費用 無料

注意事項等 ※最新の情報や詳細については区ホームページをご確認いただくか、お問い合わせください。▶



○年度途中で墨田区の国民健康保険から脱退した方は、特定健康診査の対象外となる場合があります。

○令和6年4月2日以降に墨田区の国民健康保険に加入した方は、11月～12月に特定健康診査を受けることができます（10月下旬に受診票等を送付予定です）。

○大腸がん検診や肺がん検診の受診を希望する方は、特定健康診査と同時に受診することができます。それぞれのがん検診の実施医療機関にお申し出ください。※大腸がん検診は、400円の費用が必要です。

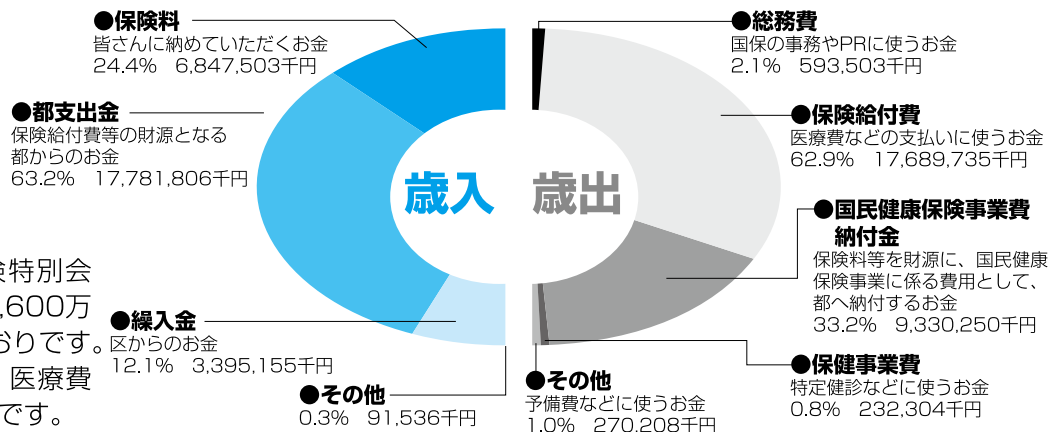
○墨田区外のサービス付き高齢者向け住宅（一部除外あり）にお住まいの方で、実施医療機関で特定健康診査を受けることが難しい方には、健診費用の一部を補助する制度があります。

保健指導も忘れずに

健診結果に基づき、生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善が必要と判定された方には、保健指導（無料）のご案内をお送りします。生活習慣を見直すきっかけとして、ぜひご利用ください。

令和6年度 国保特別 会計予算

令和6年度国民健康保険特別会計予算の総額は281億1,600万円です。その内訳は右図のとおりです。皆さんの納める保険料は、医療費等にあてられる大切な財源です。



国民健康保険に関すること

保険料の計算、資格取得・喪失、保険証について	こくほ資格係	☎ 03-5608-6121～2
保険料の納付、納付相談について	こくほ保険料係	☎ 03-5608-6125～8
高額療養費、その他保険給付について	こくほ給付係	☎ 03-5608-6123～4
特定健診・特定保健指導について	こくほ庶務係	☎ 03-5608-6120

後期高齢者医療制度に関すること

保険証の交付等について	長寿医療(後期高齢者医療)資格・給付担当	☎ 03-5608-6192
保険料について	長寿医療(後期高齢者医療)保険料担当	☎ 03-5608-8100
受付時間	月～金曜日 8:30～17:00(祝日、年末年始除く)	

◆還付金詐欺にご注意ください！ 不審な電話があった場合は、担当窓口にご相談ください。

